

奄美市物価高騰対策 事業所支援給付金

申請の手引き

(令和8年10月1日版)

申請期間

令和8年10月1日～令和8年11月30日

※申請書類に不備があると、給付金のお振込みにお時間をいただくことがあります。

提出にあたっては、必ず本手引き・よくあるご質問・添付書類チェックシートをご確認ください。

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番8号

奄美市役所 商工観光情報部 商工政策課

TEL : 0997-52-1127 MAIL : cai@city.amami.lg.jp



1 目的

- 物価高騰の影響を受けている市内事業者に対し、給付金を支給し、事業の継続を支援することを目的としています。

2 対象者

- 次の【要件1】～【要件3】をすべて満たす事業者が対象となります。

【要件1】

法人：市内に本店又は主たる事務所を有する法人

個人事業主：市内に住所を有しかつ居住する個人事業主

- ・法人：令和8年8月1日時点及び申請日時点で、奄美市内に本店又は主たる事務所を有する法人
- ・個人事業主：令和8年8月1日時点及び申請日時点で、奄美市内に住所を有しかつ居住する個人事業主

【要件2】 **事業を営み、今後も事業を継続する意思があること**

【要件3】 **市税その他市に納付すべき債務を滞納していないこと**

- ・市は、審査を目的として、市税等の納付状況を確認します。申請書の誓約・同意事項をご確認ください。

※法人税法上の公益法人等(NPO 法人、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人など)については、令和8年8月1日時点において、法人税法上の収益事業を行っている場合に限り対象となります。

3 対象外となる者

- ・法人税(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、または経営に関与している者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号の営業を行う者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う者
- ・政治団体、宗教上の組織又は団体
- ・法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行う者

4 個人事業主の考え方

- 本給付金における個人事業主とは、市内に住所を有しかつ居住する個人であって、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間における総収入金額に占める「事業に係る収入金額」の割合が2分の1以上の方をいいます。

$$\text{「事業に係る収入金額」} \geq \text{「総収入金額」} \times 1/2$$

税務署長 令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 FA2205

納税地 〒 個人番号 (マイナンバー) 生年月日

現在の住所又は居所事業所等 フリガナ 氏名

令和8年1月1日現在の住所 職業 番号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

振替継続希望 種類 青色 分離 国出 損失 修正 特農の表示 特農 整理番号

事業に係る収入(ア+イ)

国税庁が示す事業的規模の判断基準を満たした場合、事業に係る収入金額に含める場合があります。

収入金額等

事業 営業等 (ア) 農業 (イ) 不動産 (ウ) 配当 (エ) 給与 (オ) 公的年金等 (カ) 雑 業務 (キ) その他 (ク) 総合譲渡 短期 (ケ) 長期 (コ) 一時 (サ)

総収入金額(ア~ウの計)

復興特別所得税額 (45) 源泉徴収税額 (49) 申告納税額 (50)

※52又は53の記入を

※「事業に係る収入」は、確定申告書第一表中「収入金額等」の欄うち、原則として「ア営業等、イ農業」の項に該当する収入を指します。

※フリーランス等で、「収入金額等」欄の「雑」のうち「業務」欄に収入を申告している方は、事業実態を確認できる書類により、事業に係る収入金額に含める場合があります。

※総合譲渡(短期・長期)及び一時所得は、総収入金額に含めません。

※不動産貸付けによる収入を確定申告で不動産所得として申告している方は、国税庁が示す事業的規模の判定基準を満たした場合、事業に係る収入金額に含める場合があります。

<判定基準(5 棟 10 室基準)>

(1)貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね 10 室以上であること。

(2)独立家屋の貸付けについては、おおむね 5 棟以上であること。

※令和7年中に開業した方は、開業月から 12 月までの事業に係る収入金額を月単位で年換算して判定します。開業月を確認するため、開業届の写しも提出してください。

※令和8年1月1日～8月1日までに開業した方は、開業届の写しを提出してください。

5 従業員数の考え方

○ 法人の給付額の判定に用いる従業員数は、令和8年8月1日時点における、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者のうち、市内事業所に常時勤務する者の数です。

※従業員数が 10 人以上の場合は、雇用保険被保険者数が確認できる書類を提出してください。

※市外事業所に勤務する者は含めません。

※雇用保険被保険者でない者は、給付額区分の従業員数には含めません。

6 給付額

○ 個人事業主の場合は 10 万円、法人の場合は従業員数に応じて給付金を給付します。

区分	従業員数	給付額
個人事業主	—	<u>10万円</u>
法人	9人以下	<u>10万円</u>
	10～29人	<u>20万円</u>
	30人以上	<u>30万円</u>

※給付金の交付は、**同一事業者(1法人、1個人事業主)につき1回限り**です。

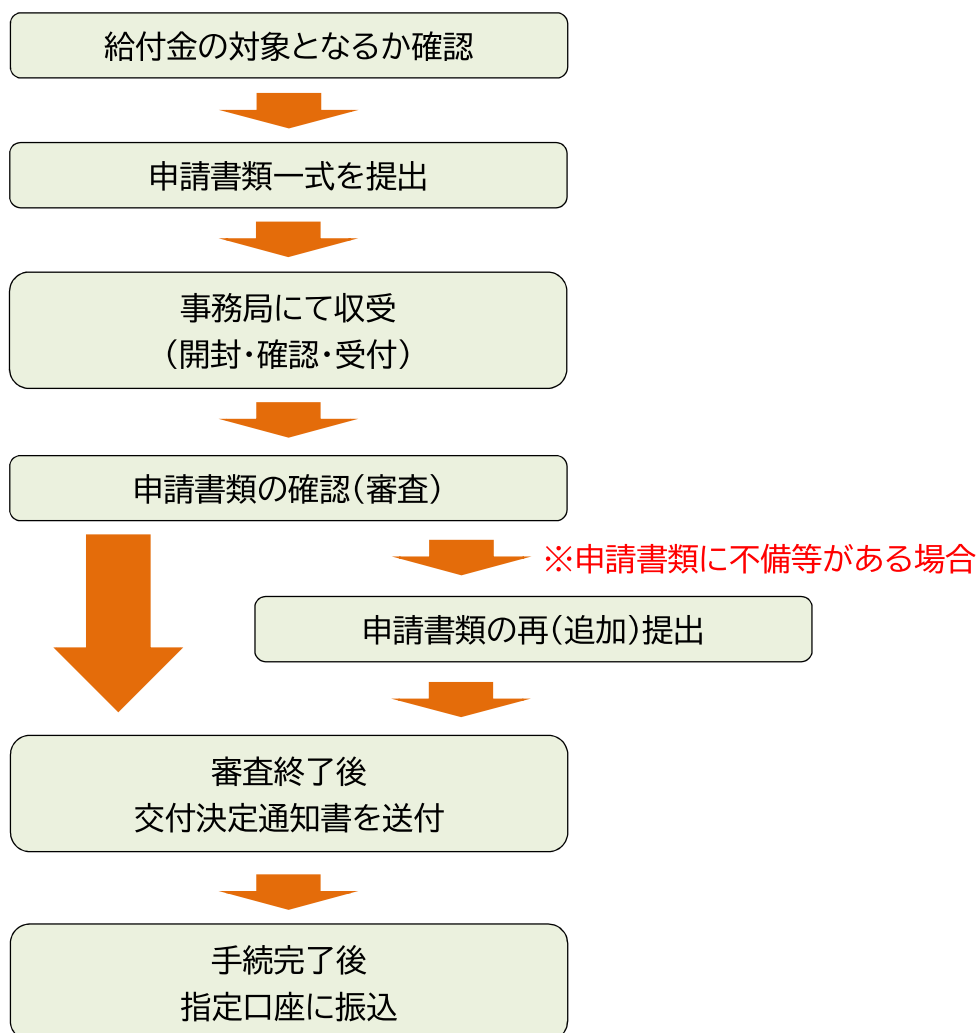
※法人の代表者が、個人事業主として別の事業を行っている場合や、別の法人の代表者となっている場合は、それぞれ申請が可能です。個人事業主として複数の事業を行っている場合は、1 個人につき 1 回のみの申請となります。

7 申請から給付まで(申請手続き)

【受付期間】 令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月)まで

※郵送の場合は、当日消印有効

【支給までの流れ】



※申請書類に不備がある場合は、書類の修正又は追加書類の提出をお願いすることがあります。また、審査内容によっては支払いまでに時間を要する場合がありますのでご注意ください。

※申請期限までに不備が解消されない場合は、申請を取り下げたものとみなす場合があります。

※期限後の申請は受け付けできません。余裕をもって申請してください。

※申請書類に不備がない場合、申請受付から振込までに、おおよそ1か月程度かかります。

【必要書類】 「申請書兼請求書」 + 「添付書類」

- 「申請書兼請求書」は奄美市 HP からダウンロードください。
<https://www.city.amami.lg.jp/shosui/jigyosyo/jigyosyo.html>
- また、奄美市役所各支所、商工会議所等でも配布します。
- ・名瀬総合支所 商工政策課 ・奄美大島商工会議所
 - ・住用総合支所 産業建設課 ・あまみ商工会
 - ・笠利総合支所 産業振興課
- 必要な添付書類については以下のとおりです。

法人の場合	
① 法人税確定申告書等の写し	◆ 最新の法人税確定申告書別表第一(1枚目) ◆ 最新の法人事業概況説明書(両面)or 決算書のうち損益計算書 ※法人税法上の公益法人等については、収益事業を行っていることが確認できる次のいずれかの書類。 ◆ 収益事業に係る法人税確定申告書別表第一(1枚目) ◆ 収益事業開始届出書
② 本店又は主たる事務所の所在地が分かる書類の写し	◆ 国税庁 HP「法人番号公表サイト」で、本店又は主たる事務所の所在地が記載されたページ
③ 法人名義の口座通帳等の写し	◆ 通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。 ※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。
④ 従業員数が確認できる書類の写し	従業員数が 10 人以上の場合のみ必要です。 ◆ ハローワークで請求できる「事業所台帳異動状況照会」
⑤ 法人が設立されていることが確認できる書類の写し	・①の法人税確定申告書等を提出できない場合は必要です。 (例:法人設立後、決算期をまだ迎えてない法人など) ◆ 以下のいずれか1つの写し 法人設立届出書、履歴事業全部証明書

【注意事項】「確定申告書」「法人設立届出書」について

- ※e-Tax で提出した場合は、受信日時が確認できる「確定申告書」「法人設立届出書」、又は受信通知を提出してください。
- ※書面で提出した場合は、本人が保管している控えを提出してください。
- ※控えが無い場合は、税務署への開示請求により取得したものを提出してください。
- ※税務署で閲覧した書類を撮影したものは、提出書類として使用できません。

個人事業主の場合	
① 令和7年分の確定申告書等の写し	◆ 青色・白色申告を行っている場合 ・令和7年分の確定申告書第一表 ◆ 確定申告の義務がない方の場合 ・令和8年度市民税・県民税申告書
② 申請者名義の口座通帳等の写し	◆ 通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。 ※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。
③ 本人確認書類の写し	◆ Aの中から1点 又は Bの中から2点 ※いずれも申請日時時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの A【1点で確認できる書類】 ・運転免許証(おもて面)※裏面にも記載がある場合は両面 ・パスポート(顔写真のページ) ・マイナンバーカード(おもて面) ・離島割引カード など B【2点で確認できる書類】 ・各種健康保険資格確認書(健康保険、国民健康保険等) ・各種年金証書(国民年金証書、厚生年金証書、共済年金証書等) ・国民年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・介護保険被保険者証 ・申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
④ 事業に係る収入の実態が確認できる書類の写し	フリーランス等で、確定申告書第一表の「収入金額等」欄において、「雑」のうち「㊟業務」欄に記載された収入金額を、「事業に係る収入金額」として申請する場合は必要です。 ◆ 以下のいずれか1つの写し 開業届、営業許可書、賃貸借契約書、業務委託契約書、支払調書、売上台帳 等

※令和7年の途中で開業した方は、上記①～④に加え、下記⑤も提出してください。

※令和8年1月1日～8月1日までに開業した方は、上記②～④と、下記⑤を提出してください。

⑤ 令和8年8月1日時点の事業実施状況が確認できる書類の写し	令和7年中に開業した方 ◆ 開業届、営業許可書 等、その他開業時期が確認できる書類 令和8年1月1日～8月1日までに開業した方 ◆ 開業届
--------------------------------	---

【注意事項】「確定申告書」「開業届」について

※e-Tax で提出した場合は、受信日時が確認できる「確定申告書」「開業届」、又は受信通知を提出してください。

※書面で提出した場合は、本人が保管している控えを提出してください。

※控えが無い場合は、税務署への開示請求により取得したものを提出してください。

※税務署で閲覧した書類を撮影したものは、提出書類として使用できません。

【法人の場合】

基本となる添付書類

① 法人税確定申告書等の写し

・最新の法人税確定申告書別表第一(1枚目)

・e-Tax の場合の「受信通知」

[illegible]

e-Tax 申請の場合、
「受付日時」が表示されているもの

受信通知

通知内容

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先

麻布税務署

利用者識別番号

1670071100930063

氏名又は名称

国税 太郎

受付番号

20240816221325292315

受付日時

2024/08/16 22:13:25

・最新の法人事業概況説明書(両面)

[illegible]

・損益計算書

項 目		金 額
経常損益の部	営業損益の部	
	売上高	○○○
	売上原価	○○○
	売上総利益	○○○
	販売費及び一般管理費	○○○
	営業利益	○○
	営業外損益の部	
	営業外収益	
	受取利息	○○
	受取配当金	○○
雑収入	○○	
営業外収益合計	○○	
営業外費用		
支払利息	○○	
手形譲渡損	○○	
雑支出	○○	
営業外費用合計	○○	
経常利益	○○	
特別損益の部	特別利益	
	固定資産売却益	○○
	投資有価証券売却益	○○
	前期損益修正益	○○
	特別利益合計	○○
	特別損失	
	固定資産売却損	○○
	減損損失	○○
	災害による損失	○○
	特別損失合計	○○
税引前当期純利益		○○
法人税、住民税及び事業税		○○
法人税等調整額		○○
当期純利益		○

② 本店又は主たる事務所の所在地が分かる書類の写し
・国税庁 HP「法人番号公表サイト」

法人番号
3000020462225

商号又は名称
奄美市

商号又は名称 (フリガナ)
アマミシ

本店又は主たる事務所の所在地
鹿児島県奄美市名瀬幸町25-8

商号又は名称 (英語表記)
Amami City

本店又は主たる事務所の所在地 (英語表記)
25-8,Nase-Saiwaicho, Amami shi, Kagoshima

最終更新年月日
平成30年4月4日

③ 法人名義の口座通帳等の写し

普通預金 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 税区分 分離課税

おなまえ 〇〇〇〇 様

発行日 03年03月27日

鹿児島銀行 大島支店

電話番号 0997-52-4111 通帳発行日 700

毎度かぎんをご利用いただきありがとうございます。
(ご案内とお願ひ)

〇この通帳は「かぎん」のどの店舗でも自由にお出し入れできます。
〇通帳と印鑑は、別々に保管された方が安全です。
〇ご住所を変更されたときは、お申出ください。
〇この通帳末尾の「異動等共通通知」もごらんください。
〇通帳に記入されないお取引が一定の件数を超えると、お取引を合計して通帳に記入させていただく場合があります。
〇ごまめに通帳記載や照会等を行い、身に覚えのない出金等がないかご確認ください。
〇通帳・印鑑等の紛失・盗難・毀失の際は、すぐに当店または下記センターまでお申出ください。

かぎん A T M サービスセンター Tel: 0800-111-4189 (24時間365日受付)

該当する場合に必要な添付書類

④ 従業員数が確認できる書類の写し
従業員数 10 人以上の場合
・事業所台帳異動状況照会

事業所台帳異動状況照会

事業所番号 4611-614011-3

事業所名称 アマミシヤクシヨ ショウコウカノコウラ ヨウキウフ ショウコウセイザクカ
奄美市役所 商工観光情報部 商工政策課

年月	取得者数	転入者数	離職者数	他喪失者数	転出者数	月末現在
R05/08	0	0	1	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
R07/06	1	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
08	1	0	1	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
R08/03	0	0	1	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
04	1	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
05	1	0	0	0	0	2
	0	0	0	0	0	0

終わる

最後に増減があった月の
月末現在の被保険者数が表示される

⑤ 法人が設立されていることが確認できる書類の写し
法人税確定申告書類を提出できない場合
・法人設立届出書

法人設立・設置届

受理番号

受付印

年 月 日

代表者氏名 法人番号 電話 () -

本店の所在地 〒 -

奄美市内の
主たる事務所
等の所在地 〒 - 奄美市

連絡先 〒 -

奄美市長 殿

設立・設置年月日	本店・支店 所在地	事業年度	月 日 ~ 月 日

事業の目的 資本金又は
出資金の額は 円

申告期限延長の有無 有 (月) ・ 無 グループ 決算制度
連結 納税制度 有 (☐ 親法人 ☐ 子法人 ☐ 無

奄美市外
事務所の有 年 月 日

奄美市外からの本店移転の有無 (親・子) 年 月 日

開設年月日

e-Tax 申請の場合、
「受付日時」が表示されているもの

など

基本となる添付書類

- ・e-Tax の場合の「受信通知」

e-Tax 申請の場合、
「受付日時」が表示されているもの

・令和8年度市民税・県民税申告書

[illegible]

- ② 申請者名義の口座通帳等の写し

店番 []	科目 普通預金	口座番号 []	税区分 分離課税
お名まえ []様			
郵便番号 []- []-[]			
発行日 03年03月27日			
株式会社 鹿児島銀行 (鹿児島南行 銀行コード0185)			
印刷税申告納付につき郵政簡易形書票取扱い		〇振込額 大島支店	〇振込手数料 700
電話 番号 0997-52-4111			
印鑑税申告納付につき郵政簡易形書票取扱い 〇この通帳は「かきん」のどこでも店舗まで自由にお出し入れできます。 〇通帳と印章は、別々に保管された方が安全です。 〇ご住所を変更されたときは、お申出ください。(〒111-0000) 〇この通帳末欄の「請求等利用限度」もご確認ください。 〇通帳に記入されない取引が一定の件数を超えると、お取引を合計して通帳に記入させていただく場合があります。 〇こまめに通帳記載や残高照会を行い、身に覚えのない引出等がないかご確認ください。 〇通帳・印章等の偽造・盗用・紛失の際は、すぐに当店または下記センターまでお申出ください。			
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
かきんATMサービスセンター Tel: 0800-111-4189 (24時間365日受付)			

③ 本人確認書類の写し

氏名 日本花子 昭和61年 5月 1日生

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

交付 令和01年05月07日 12345

2024年(令和06年)06月01日まで有効

免許の条件等 眼鏡等

優良

見本

番号 第 012345678900 号

運転免許証

公安委員会

氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

性別 女

平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効

□□市長

電子証明書の有効期限

年 月 日

みほん

012345678900

令和8年8月1日時点及び申請日時点において、
奄美市内に住所を有し、かつ居住していることが必要

該当する場合に必要な添付書類

④ 事業に係る収入の実態が確認できる書類の写し

「㊥業務」の欄の収入金額を「事業に係る収入金額」として申請する場合 及び

⑤ 令和8年8月1日時点の事業実施状況が確認できる書類の写し

令和7年中に開業した方:開業届、営業許可書 等

令和8年1月1日～8月1日までに開業した方:開業届

・個人事業の開業届出書

様式ID NTATK02060010040

個人事業の開業・廃業等届出書

届出先 F01 税務署長 サインバー (個人番号) F02

氏名 F04 住所 K01

区分 K05 事業の区分 (業種) F07 電話番号 F08

納税地 F05 住所 F06

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分 (住所) (氏名)

開業 001 廃業 002

事業の区分 (業種) による場合は、区分欄に「業種」の氏名を記載します。

事業の区分 (業種) による場合は、区分欄に「業種」の氏名を記載します。

事業の区分 (業種) による場合は、区分欄に「業種」の氏名を記載します。

所得の種類 不動産所得 山林所得 事業 (農業) 所得 (廃止の場合) 全部 一部

開業・廃業等日 開業や廃業、事業所・事業所の新増設等のあった日 301

事業所等の新増設、移動、廃止した場合 新増設、移動後の所在地 (電話)

廃止前の所在地

代表者名 代表者名

法人納税地 法人納税地

「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有 無

納税税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有 無

事業の概要 (できるだけ具体的に) 記載します。

区分 従事人数 給与の定め方 税額の有無 その他の備考事項

給与等の支払状況

源泉所得税

税理士署名

税務署長署名

個人番号カード/運転免許証

e-Tax 申請の場合、
「受付日時」が表示されているもの

・営業許可書

様式第8号

食品営業許可証

1 営業者の氏名

2 営業所の所在地

3 営業所の名称、
屋号又は商号

4 営業の種類 飲食店営業

5 許可番号 第 ー 号

6 許可年月日 年 5月 19日

7 許可の有効期限 年 5月 31日

8 許可の条件

年 5月 19日

千葉市保健所長

千葉市保健所長印

注 営業者は、本許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

など

【提出方法】

原則 郵送

「申請書兼請求書」と「添付書類」を封筒に入れて下記郵送先まで提出してください。

※封筒には、「事業所支援給付金申請書 在中」と記載ください。

※郵送料は申請者負担となります。

【郵送先】

奄美大島商工会議所会員の方

○ 会員の方は、奄美大島商工会議所へ郵送してください。

〒894-0034

鹿児島県奄美市名瀬入舟町 12-6

奄美大島商工会議所 宛て

あまみ商工会会員の方

○ 会員の方は、あまみ商工会へ郵送してください。

〒894-0511

鹿児島県奄美市笠利町大字里 425-1

あまみ商工会 宛て

上記以外の方

○ 奄美市役所商工政策課へ郵送してください。

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

奄美市役所商工政策課 宛て